長野県公安委員会告示第27号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号）第７条第１項の規定により、認定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

平成20年８月21日

長野県公安委員会委員長　宮　下　行　一

認定を受けた者			教育に使用する施設		変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧	
株式会社穂高自動車学校	安曇野市穂高8391番地	宇留賀　弘	穂高自動車学校	安曇野市穂高8391番地	宇留賀　弘	小林繁充	平成20年７月24日

東北信運転免許センター

公　告

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第４項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により次のとおり公告します。

平成20年８月21日

長野県知事　村　井　　仁

1　申請のあった年月日
　平成20年８月12日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人信濃町スポーツ企画サービス
3　代表者の氏名
　牧　野　義　夫
4　主たる事務所の所在地
　上水内郡信濃町大字野尻3884番地40
5　定款に記載された目的
　この法人は、地域スポーツの拠点となる市民参加型のスポーツ施設の管理運営やスポーツイベントの企画運営等を行うとともに、県外からのスポーツ団体の合宿を積極的に誘致するために様々な情報を提供し、スポーツ振興による地域の活性化に寄与することを目的とする。

生活文化課ＮＰＯ活動推進室

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成20年８月21日

長野県知事　村　井　　仁

1　建築物の建築の計画
(1)　建築場所
　北佐久郡軽井沢町大字発地1398　他
(2)　建築主氏名
　株式会社プリンスホテル　代表取締役　渡　辺　幸　弘
(3)　用途地域
　第一種低層住居専用地域、第一種住居地域
(4)　敷地面積
　2,386,596.00平方メートル
(5)　主要用途
　ゴルフ場施設（電動カート庫）
(6)　構造及び階数
　鉄骨造　地上一階建て
(7)　工事種別
　増　築
(8)　規　模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	419.49㎡	9,125.30㎡	9,544.79㎡
延べ面積	406.62㎡	9,646.50㎡	10,053.12㎡

(9)　建ぺい率
　0.40 パーセント　　容積率　0.42 パーセント
2　日　時
　平成20年８月29日（金）　午後２時00分から
3　場　所
　軽井沢町中央公民館　１階　講義室

建築指導課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の７の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の休止の届出がありました。

平成20年８月21日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長　山　田　　隆

名　　称	所　在　地	休　止 年月日
青木建設工業 株式会社	上田市上丸子1706番地	平成20年 ８月１日
株式会社　住建	千曲市大字磯部859番地１	平成20年 ８月１日

事　業　課

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の２及び第99条の３に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成20年８月21日

長野県公安委員会委員長　宮　下　行　一

1　審査の種類、期日及び場所

種　　類		期　　日	場　　所
技能検定員審査	知識・技能 （普通）	平成20年 ９月22日（月） 午前９時から午後０時まで	塩尻市大字桔梗ヶ原73－116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能 （大型二種、中型二種、普通二種）	平成20年 ９月22日（月） 午前９時から午後０時まで	
	車種追加 （大特）	平成20年 ９月30日（火） 午前９時から午後５時まで	
	車種追加 （牽引）	平成20年 ９月26日（金） 午前９時から午後０時まで	
	車種追加 （普自二）	平成20年 ９月25日（木） 午前９時から午後５時まで	
教習指導員審査	知識・技能 （普通）	平成20年 ９月26日（金） 午前９時から午後０時まで	
	知識・技能 （大型二種、中型二種、普通二種）	平成20年 ９月22日（月） 午前９時から午後０時まで	
	車種追加 （大特）	平成20年 10月１日（水） 午前９時から午後０時まで	
	車種追加 （牽引）	平成20年 ９月26日（金） 午前９時から午後０時まで	
	車種追加 （普自二）	平成20年 ９月25日（木） 午前９時から午後０時まで	

2　審査方法

(1)　技能検定員審査（普通、大特、牽引又は普自二）

審査項目	審査細目	審　査　方　法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第４項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2)　技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審　査　方　法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識法令	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3)　教習指導員審査（普通、大特、牽引又は普自二）

審査項目	審 査 細 目	審　査　方　法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

(4)　教習指導員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審 査 細 目	審　査　方　法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 条第 1 項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3　審査の手続

(1)　審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）別記様式第 1 号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センターを経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア　技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第 1 項各号、第 2 項各号又は第 3 項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ　教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第 1 項各号、第 4 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ　運転免許証の写し

エ　審査申請書にはる写真は、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2)　申請の受付期限

平成20年 9 月 5 日（金）までとする。

(3)　審査手数料の額

ア　技能検定員審査

(ｱ)　技能検定員審査（普通）　20,500円

(ｲ)　技能検定員審査（牽引又は大特）　14,100円

(ｳ)　技能検定員審査（普自二）　14,100円

(ｴ)　技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）　22,450円

イ　教習指導員審査

(ｱ) 教習指導員審査（普通）　12,150円

(ｲ) 教習指導員審査（牽引又は大特）　9,500円

(ｳ) 教習指導員審査（普自二）　9,500円

(ｴ) 教習指導員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）　13,300円

ウ　審査細目についての審査を免除される者にあっては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）に定める額を減ずるものとする。

エ　審査手数料は、長野県収入証紙により（申請書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4　その他

(1)　審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2)　審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許センター（電話　026－292－2345　内線　231）に行うこと。

東北信運転免許センター

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年 8 月21日

長野県工業技術総合センター所長　島　田　享　久

1　入札に付する事項

(1)　調達する物品等及び数量

別表のとおり

(2)　物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3)　納入期限

別表のとおり

(4)　納入場所

別表のとおり

(5)　入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2)　一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3)　長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4)　調達物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3　問い合わせ先等

(1)　入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約条項等を示す場所

長野市若里1－18－1

長野県工業技術総合センター　総務部門

電話番号　026（268）0602

(2)　入札説明書及び仕様書に関する問い合わせ先

別表のとおり

4　入札手続等

(1)　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時　別表のとおり

イ　場所　長野県工業技術総合センター　1階小会議室

(3)　郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4)　入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5)　契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6)　入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7)　契約書作成の要否

必要とします。

(8)　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5　その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

（別表）

調達する物品等及び数量	納入期限	納入場所及び仕様等の内容、問い合わせ先	入札及び開札の日時
Ｘ線応力測定装置一式	平成21年1月30日（金）	長野市若里1－18－1 長野県工業技術総合センター 材料技術部門 電話　026（226）2812	平成20年9月5日（金） 午前10時
薄膜圧電体特性評価システム一式	平成20年11月28日（金）	岡谷市長地片間町1－3－1 長野県工業技術総合センター 精密・電子技術部門 電話　0266（23）4000	平成20年9月5日（金） 午後1時30分

ものづくり振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年8月21日

長野県林業総合センター所長　片　倉　正　行

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等及び数量

グロースチャンバー　一式

(2)　物品等の特質

仕様書のとおり

(3)　納入期限

平成20年9月30日

(4)　納入場所

長野県林業総合センター

(5)　入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2)　一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3)　長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3　入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字片丘5739

長野県林業総合センター　管理部
電話　0263（52）0600

4　入札手続等

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2)　入札及び開札の日時及び場所
ア　日時　平成20年９月５日（金）　午前10時
イ　場所　長野県林業総合センター　小研修室

(3)　郵送入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。

(4)　入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年９月３日（水）午後３時までに上記３の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5)　入札保証金
政令第167条の７第１項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第２項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6)　契約保証金
政令第167条の16第１項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第２項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7)　入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8)　契約書作成の要否
必要とします。

(9)　落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5　その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

信州の木振興課

平成20年(2008年) 8 月21日発行（毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日）
発 行　長 野 県　〒380－8570（専用番号）長野市大字南長野字幅下692の２　電話 026（232）0111（代表）